

平成二十四年七月十七日受領
答弁第三三三一号

内閣衆質一八〇第三三一号

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員阿部知子君提出私的さい帯血バンクの実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出私的さい帯血バンクの実態に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねのいわゆるさい帯血プライベートバンク（以下「プライベートバンク」という。）については、厚生労働省が平成二十二年一月時点において把握していた国内のプライベートバンクの数は御指摘のつくばブレインズ株式会社を含め四社であるが、現時点における国内のプライベートバンクの数は把握していない。また、お尋ねのプライベートバンクの経営実態、プライベートバンクが保管しているさい帯血の数及びプライベートバンクに保管されたさい帯血のうち実際に治療に使われたケースの件数については、把握していない。さらに、お尋ねのつくばブレインズ株式会社に保管されていた所有者の不明なさい帯血の数及び管理方法についても、把握していない。

五について

さい帯血移植が必要な方に対するさい帯血の提供については、「平成十一年度における臍帯血移植推進事業について」（平成十一年六月二日付け健医発第八百四十一の二号厚生省保健医療局長通知）による臍帯血バンク事業を実施するさい帯血バンク（以下「公的バンク」という。）において、全国の公的バンク

により構成される日本さい帯血バンクネットワークが策定した安全かつ有効なさい帯血移植を実施するためのさい帯血の採取や調製保存等に関する技術指針等の安全性基準に基づき、全国的に公平かつ適正に実施されており、また、厚生労働省においては、日本造血細胞移植学会等の関係学会等に対して、さい帯血移植を行う際には、公的バンクを介さない場合であっても、公的バンクと同等の安全性基準に基づき提供されたさい帯血を用いて安全かつ有効に実施するよう要請していることから、同省としては、現時点においてプライベートバンクに対する規制が必要であるとは考えていないが、関係学会等に対して、さい帯血移植を行う際には、安全かつ有効に実施するよう重ねて要請していきたい。

六について

厚生労働省としては、プライベートバンクについて肯定的な意見と否定的な意見があると承知しており、外国における議論の動向も含め、今後とも、関係学会等における議論を注視していきたい。

七について

公的バンクにおいては、さい帯血移植が必要な方に対して、安全かつ有効なさい帯血移植を実施するための安全性基準に基づき、全国的に公平かつ適正にさい帯血の提供を実施しており、プライベートバンク

の存在が「公的バンクの存在意義そのものを脅かしかねない」との御指摘は当たらないものと考えている。

厚生労働省としては、今後とも、さい帯血移植が必要な方が適切にさい帯血移植を受けることができるよう、公的バンクの運営に対する支援や公的バンクの広報等に努めていきたい。